

稚内市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 稚内商工会議所と(株)まちづくり稚内は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第15条第1項に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、稚内市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、稚内市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、稚内市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及び民間事業者が作成する計画の実施に関し、必要な事項を協議し、稚内市の中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 稚内市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画についての協議
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

(構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 稚内商工会議所
- (2) (株)まちづくり稚内
- (3) 法第15条第4項及び第8項に規定する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(委員)

第6条 協議会は、前条各号に掲げる者が指名する者とする。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員及び職務)

第7条 協議会には役員として会長1名、副会長1名、監事1名を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選し、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の事業並びに運営等を監査する。また監事は、監査を行ったときは、そ

の結果を協議会に報告しなければならない。

6 役員の任期及び任期中の変更については、第6条第2項及び第3項を準用する。

(公表)

第8条 協議会の公表は、法の定めるところにより行う。

(オブザーバー)

第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会の設置)

第11条 協議会の目的達成のために必要な協議及び調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(タウンマネージャー)

第12条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のために、タウンマネージャーを置くことができる。

(事務所)

第13条 協議会の事務所を(株)まちづくり稚内に置く。

(事業年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

1. この規約は平成19年10月12日から施行する。